

糸魚川市農業委員会 議事録

| | |
|-----------------|--|
| 開催日 | 平成 30 年 8 月 31 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 50 分 |
| 会議場所 | 糸魚川市役所 2 階 201・202 会議室 |
| 出席委員 | <p>【農業委員（出席 16 名、欠席 3 名）】</p> <p>出席委員：2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番原直治委員、6 番松澤一久委員、7 番加藤久雄委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷲澤茂雄委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、13 番土沢一男委員、14 番伊藤昭一委員、15 番齋藤清美委員、16 番川合次夫委員、17 番川内敏夫委員、18 番上原スミ子委員、19 番樋口佐登子委員</p> <p>欠席委員：1 番藤田一義委員、5 番園田岳彦委員、10 番伊藤眞一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席 2 名）】</p> <p>出席委員：12 番小島隆委員、13 番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席 18 名)</p> |
| 出席職員 | 池田農業委員会事務局長、舟本同次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査（書記） |
| 説明等のため出席した者の職氏名 | 新潟県農地部農地管理課 小林副参事 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部庶務課 北村係長 |
| 署名委員 | <p>議長</p> <p>11 番 委員</p> <p>12 番 委員</p> |

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No.4～No.6 3件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.19～No.35 17件

報告第3号 農地使用貸借契約の解約について

No.14～No.50 37件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて

No.808 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3016 1件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5018～No.5020 3件

議 第3号 農用地利用集積計画案について

No.145～No.153 9件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.28～No.30 3件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

- ・事務権限移譲について

- ・下限面積について

会議の経過概要

| 発言者 | 発言要旨 |
|------|---|
| 議長 | <p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は1番藤田一義委員、5番園田岳彦委員、10番伊藤眞一委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>また、本日は推進委員の12番小島委員、13番山本委員からもご出席いただいています。</p> |
| | <p>日程第1 =議事録署名委員の指名について</p> |
| 議長 | <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶものあり]</p> |
| 議長 | <p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、11番福田委員及び12番井上委員を指名いたします。</p> |
| | <p>日程第2 =報告事項</p> |
| 議長 | <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p> |
| 伊藤主査 | <p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>4番糸魚川地区の件ですが、南寺町3丁目地内の1筆 63 m²について、転用許可に基づき、道路敷地に転用済です。</p> <p>5番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆 311 m²について、転用許可に基づき、住宅敷地に転用済です。</p> <p>6番青海地区の件ですが、田海地内の1筆 76 m²について、転用許可に基づき、住宅敷地に転用済です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 |
| 議長 | 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。 |
| 議長 | <報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 |
| 木島係長 | 説明いたします。2頁をご覧ください。 19番上早川地区の件ですが、砂場地内の5筆4,439m ² について、土地所有者の都合のため解約し、その後は所有者に返還します。 20番大和川地区の件ですが、大和川地内の14筆3,905m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 21番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆756m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 22番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆155m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 23番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆357m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 24番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆363m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 25番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,398m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 26番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆736m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 27番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,404m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 28番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆752m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 29番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆733m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 30番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,038m ² について、農地中間管理事業を活用したいため解約し、その後は農地中間管理事 |

| | |
|------------|---|
| | <p>業により貸し付けます。</p> <p>31 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,144 m²について、農地中間管理事業を活用したいため解約し、その後は農地中間管理事業により貸し付けます。</p> <p>32 番大和川地区の件ですが、大和川地内の9筆2,661 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>33 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,960 m²について、農地中間管理事業を活用したいため解約し、その後は農地中間管理事業により貸し付けます。</p> <p>34 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,411 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>35 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆201 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は不換地となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p> |
| 議長 | |
| 議長 | |
| 議長 木島係長 | <p><報告第3号 農地使用貸借契約の解約について></p> <p>報告第3号 農地使用貸借契約の解約について。説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>14 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆198 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>15 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,829 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>16 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆323 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>17 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,531 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>18 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆317 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>19 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆548 m²について、ほ</p> |

| | |
|--|---|
| | 場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 20 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 7 筆 2,103 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 21 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 6 筆 1,735 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 22 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 2 筆 445 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 23 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 2 筆 254 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 24 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 1 筆 300 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 25 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 3 筆 1,020 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 26 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 10 筆 2,557 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 27 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 1 筆 175 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 28 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 5 筆 1,085 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 29 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 4 筆 761 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 30 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 3 筆 534 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 31 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 1 筆 201 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 32 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 7 筆 1,921 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 33 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 1 筆 370 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 34 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 2 筆 386 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |
| | 35 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 4 筆 762 m ² について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。 |

36 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,079 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

37 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,000 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

38 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,152 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

39 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆349 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

40 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,069 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

41 番大和川地区の件ですが、大和川地内の13筆3,568.64 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

42 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,202 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

43 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆584 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

44 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆940 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

45 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆253 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

46 番大和川地区の件ですが、大和川地内の10筆2,338 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

47 番大和川地区の件ですが、大和川地内の8筆2,806 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

48 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆626 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

49 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆419 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。

50 番大和川地区の件ですが、大和川地内の58筆14,255 m²について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は担い手に貸し付けます。

| | |
|------------------------|--|
| | おられるが、今年はどのように経営されているのか、また、耕作に対する意欲はどうでしょうか。 |
| 木島係長 | ほ場整備組合の役員にもなっておられ、ほ場整備が完了すれば、また引き受けていただけると聞いております。ですので、意欲は落ちていないと感じています。 |
| 6番松澤委員 | ほ場整備によって、大和川地区が担い手にかなり集積されると聞いておりますが、情報はありますでしょうか。 |
| 舟本次長 | 今回、大和川地区のほ場整備については、区画拡大と効率化を図るという目的があり、当然、地域の担い手に農地を集積させるという目的もあります。今細かい数字は持ち合わせておりませんので、また確認します。 |
| 6番松澤委員 | 我々の地区でもほ場整備に取り組もうとしていますので、大和川地区の情報が入りましたら教えてください。 |
| 舟本次長 | このような事例を糸魚川の中でも発信していかなくてはいけないと考えております。 |
| 議長 | その他、ご意見ございませんでしょうか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 |
| 議長 | 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。 |
| 議長 木島係長 | <p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p> <p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。説明いたします。17頁をご覧ください。</p> <p>808番下早川地区の件ですが、清水山地内の2筆1,718m²について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道赤沢東側線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、畑として管理したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>申請地はかなりの面積がありますが、この方は他にも畑作をやっておられる方ですか。</p> <p>畑作を多くやってはいません。</p> <p>これから増やすということでしょうか。</p> |
| 議長 議長 木島係長 議長 | |

| | |
|------|--|
| 木島係長 | 一つに災害の残土を入れたいということがあります。その後、畠として活用したいということあります。 |
| 議長 | その他、ご意見ございませんでしょうか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 |
| 議長 | 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。 以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。 |
| | 日程第3=付議事項 |
| 議長 | <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 |
| 伊藤主査 | 説明いたします。18頁をご覧ください。 3016番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の5筆4,399m ² について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は県道湯之河内梶屋敷停車場線沿いの場所です。譲渡人は、耕作が困難なため、耕作を依頼している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。 |
| 議長 | 以上で、説明を終わります。ご審議願います。 |
| 議長 | 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 |
| 議長 | 〔「なし」と呼ぶものあり〕 |
| 議長 | 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 |
| 議長 | 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 |
| 議長 | 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 |

| | |
|------|--|
| 議長 | <議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 |
| 小林主査 | <p>説明いたします。19頁をご覧ください。</p> <p>5018番能生谷地区の件ですが、寺山地内の10筆1,294.30m²について、電線張替工事に伴う資材運搬用のヘリポート用地（一時転用）のための、4か月間の貸借権設定です。地図のNo.3、4をご覧ください。申請地は、広域農道西頸城線沿いの場所です。譲受人は、特別高圧送電線張替に伴う資材運搬用のヘリポート用地として一時使用したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c-(a)（一時的な利用に供するものであり、当該目的を達成するため必要である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題ないと見込まれます。</p> |
| | <p>5019番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆10m²について、神社への参道敷地のための、10年間の使用貸借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、藤後公民館向かいの場所です。譲受人は、神社の移設工事をしており、申請地を譲り受け、参道としたいものです。農地の区分は、イ-(イ)-f(隣接する土地と一体として同一の事業に供する。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題ないと見込まれます。</p> |
| | <p>5020番青海地区の件ですが、今村新田地内の1筆135m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道セト田五反田線沿いの場所です。譲受人は、現在借家住まいですが、子どもが生まれ手狭となったため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題ないと見込まれます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>[「なし」と呼ぶものあり]</p> |
| 議長 | 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 |

| | |
|------------|--|
| 議長 | [地区委員より「異議なし」の声あり] 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 |
| 議長 伊藤主査 | <p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。20頁をご覧ください。</p> <p>145 番下早川地区の件ですが、田屋、道明、堀切地内の13筆5,888.61m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>146 番根知地区の件ですが、大神堂地内の4筆5,383 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>147 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,421 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>148 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆3,018 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>149 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,038 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>150 番大和川地区の件ですが大和川地内の1筆1,960 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>151 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,144 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>152 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆3,495 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>153 番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆405 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>[「なし」と呼ぶものあり]</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しま</p> |
| 議長 | |
| 議長 | |
| 議長 | |

| | |
|------------|--|
| | した。 |
| 議長 | <p>＜議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について＞</p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、3件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p> |
| 議長 伊藤主査 | <p>[原委員退室]</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。23頁をご覧ください。</p> <p>28番上早川地区の件ですが、砂場地内の5筆4,439m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> |
| 議長 | <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>[「なし」と呼ぶものあり]</p> |
| 議長 伊藤主査 | <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>[原委員入室]</p> <p>それでは、残りの案件の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。23頁をご覧ください。</p> <p>29番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆8,637m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>30番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆405m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> |
| 議長 | <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>[「なし」と呼ぶものあり]</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> |
| 議長 | <p>日程第4=その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9/28(金) 午前9時30分～ 201・202会議室 <p>イ その他</p> <p>・事務権限移譲について</p> <p>[新潟県 小林副参事が資料に基づき説明（説明内容省略）] ご質問・ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>私から1つ、最近では2ヘクタールを超える案件が昨年度1件ありました。このような案件はおそらく10年にあるかないかの程度かと思われます。県の説明にもありました。このような案件がありましたら市から県にいって、一緒に考えていただけるということですので、市が責任をとりなさいということはないということでおよろしいでしょうか。</p> |
| 小林副参事 | <p>会長さんから補足いただいたとおり、2ヘクタールから4ヘクタールになることで、不安に思われる委員さんもおられるかと思いますが、権限移譲したからといって農業委員会に責任を押し付けるということは全くなく、むしろ優良農地を守っていくというスタンスは我々も一緒です。まして、4ヘクタールを超えるものに関しては引き続き県で許可権限を持っていて、農地法には今後も関わっていきますので、2ヘクタールを超える案件が出てきたとき、技術的な判断や審査のチェックの仕方など、事務局の方を通じてアドバイスしていきます。</p> <p>2ヘクタールを超える案件になりますと、農振除外を伴うケースが多いかと思われます。農振除外の同意の権限は引き続き県でもっておりますので、優良農地に転用を認めることが是か非かというところは県としても相談にのっていきたいと思っております。みなさん心理的に不安だという気持ちがおありかと思われますが、今以上に相談にのつていきたいと考えております。</p> <p>この件に関しては、ここですぐに返事をするわけではありませんので、みなさんの方で何か質問等ございましたら事務局に連絡いただき</p> |
| 議長 | |

| | |
|--------------|---|
| 池田局長 | たいです。 2ヘクタールから4ヘクタールの案件となると、10年か20年に1回あるかないかの案件ですし、市民サービスについてはほとんど変わらないため、受けるか受けないかは、来月また決めていただきたいです。 |
| 議長 2番片山委員 | ・下限面積について 〔小林主査が資料に基づき説明（説明内容省略）〕 ご質問・ご意見ございませんでしょうか。 移住促進としてはとてもよい制度だと思いますが、対象は遊休農地に限定しなくてもよいのではないか。また、空き家と農地が違う所有者である場合はどうなりますか。 |
| 小林主査 | 別段面積を1m ² まで下げるには法律上、遊休農地の場合と決まっているため、現在畠になっているところは該当になりません。 また、空き家と農地が違う所有者である場合は、事務局でも想定はしていましたが、実際、空き家バンクに登録するとなると、農地だけ別の所有者での登録は難しいため、あくまでも空き家と農地が同じ所有者ということになりました。 |
| 7番加藤委員 | 空き家とセットということですが、空き家を壊して農地だけになっている場合は対象になりますか。 その場合は対象なりません。 |
| 小林主査 議長 | その他、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。 |